

M&BE 研究活性化支援金に関する規程

(総則)

1. 応用物理学会有機分子・バイオエレクトロニクス(M&BE)分科会の研究活性化支援金（以下「支援金」という）に関する規程については、本規程の定めるところによる。

(目的)

2. 支援金は、本分科会の発展ならびに活性化を目指して、当分科会会員が開催及び企画に参画する研究会等の活動を支援することを目的とする。

(支援基準)

3. 支援金は次の2つの予算枠からなる。

- (1) A枠：新しい研究会の創設につながるもの、異分野との境界領域など、新しい研究分野の開拓、発展を目指す、継続性のある新しい試みを対象とする。支援金は1件につき、7万円以内とし、選定に際しては提案者の財政状況は勘案しない。A枠に関してはM&BE並びに応用物理学会の主催、共催に限らない。ただし、M&BE会員に関しては参加が認められることとし、その告知もHP掲載、メール配信、開始による告知等を行うものとする。
- (2) B枠：研究活性化を図るために行う研究者の招聘、参加費軽減のための援助等を対象とする。支援金は1件につき、10万円以内とする。B枠で支援金を受けようとするものは、幹事長のアドバイスを受け応用物理学会の活性化支援金へも申請することが望ましい。

(審査)

4. 支援金の申請は次年度の前期及び当該年度の後期分に分割して行い、それぞれ、3、9月の月末を締め切り日とし幹事長宛の「M&BE 活性化資金申請書」をメールで幹事長および分科会担当事務局に送付する。受理された「M&BE 活性化資金申請書」はM&BEの副幹事長、会計幹事、庶務幹事の5名が速やかに審査し予算案を作成し、それぞれ5、11月のM&BE常任幹事会で承認する。

(採択通知後)

5. 支援金を受けようとするものは、所定の書式に、目的、予算などの所定事項を記載し、当分科会会計幹事に申請する（採択通知は会計担当幹事から送付）。支援金を受けたものは、研究活動の終了後、速やかに所定の書式にて活動結果を本分科会に報告する。

研究活性化支援金に関する内規

(申請時の留意点)

1. 剰余金が生じた時の取扱

決算において剰余金が生じた場合には、原則本分科会へ戻入れをする。ただし、応用物理学会から活性化支援金を受けている場合は、第一義に応用物理学会の研究活性化支援金規程に則った剰余金の戻し入れをする。

2. 戻入金は承認された分科会支援金を上限とする。

2006年12月19日 理事会

2008年11月19日改正 理事会承認

2010年5月24日改正

2013年1月21日一部改正

2018年2月8日 改正 総務担当理事
承認